



「山口米殿小路町におゐて相撲稽古連名之図」（河野家文書（山口市）611）



たのしむ ②

## 明治前期の相撲興行～河野家文書の紹介～

当館所蔵の河野家文書（山口市）には、明治前期の山口県内での相撲興行に関する資料がまとまって残っています。

明治7年（1874）2月、阿武勝五郎（山分勝五郎、シート13）が熊ヶ嶽安五郎に対し、「我ら門弟に差加え、相撲世話人致し置き候処実正なり」とする内容の免許状を与えています。「相撲世話人」とは、相撲年寄、勧進元などと呼ばれる相撲の親方かつ興行主のことです。熊ヶ嶽安五郎は、当時の河野家当主が興行主として名乗った際の名前のようです。この時から県内での相撲興行を担う勧進元の一人となっています。

【1】明治7年旧12月「稽古角力金銀仕出シ帳」「稽古角力雑用帳」（587・588）

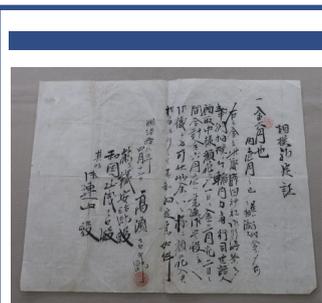
相撲興行に関わる支出を記した帳簿です。表紙に「勧進元頭取中」と記されています。勧進元になった熊ヶ嶽安五郎の初興行に関するものです。

【2】明治15年「相撲勝負帳」（590）

明治15年旧5月、山口町の米殿小路町で開催された相撲興行に関する「勝負付」（勝敗一覧表）です。興行6日分がすべて残っています。取組は各日21～22番、「中の後」は3番あり、「清瀧」「谷嵐」「九門竜」などの力士が結びの一番を務めています。

【3】明治16年9月「木戸札・棧敷代掛取帳」「諸買物控帳」「棧敷売揚控日記」「木戸札揚帳」（592～595）

明治16年9月開催の相撲興行に関する帳簿です。同年8月に防府宮市での相撲興行が出願されており（591）、この宮市興行に関わって作成されたものと推測されます。「木戸札」「棧敷代」とあるものは、入場料徴収に関する帳簿です。「木戸札揚帳」によれば、木戸札の売り上げは初日が206枚半、2日目506枚、3日目668枚半、4日目748枚半、5日目



河野家と河野家文書

山口の河野家は、藩政期には阿知須開作地の銀主にもなっており、経済面での有力者のひとりであったようです。明治12年2月、河野保次郎が吉敷郡上宇野令村会議員に当選しています。

河野家文書は853点。宝暦13年（1763）のものが最も古く、数量的には明治以降のものが多くを占めています。明治期の相撲興行関係のものは80点ほどあります。

599枚、6日目346枚半。かなりの入場者です。

「諸買物控帳」は興行に係る支出を書き留めた帳簿です。「土俵仕調」（土俵築の費用）として2円20銭、相撲に欠かせない清めの塩、「塩壺俵」9銭5厘などの記載がみえます。「廻り太鼓賃」は呼び込み太鼓の演者への支払いでしょう。「鯛吉枚」32銭の記載もみえます。帳簿中には「山分勝五郎」への10円貸渡の記載もあり、彼がこの時期まで活動していたこともわかります。

#### 【4】免許状（相撲入門）（601・602ほか）

明治17～19年に「山口県舎中頭取中」名で発給された免許状が5点あります。「そこもと儀、相撲執心につき、このたび相改め我ら門弟に差加え、相撲壺両式歩に出精いたし候ところ実正也」とあり、あて名は花の瀧辰治郎、放木小三郎、小石川好五郎、藤ヶ丈才吉、豊ヶ山与治右衛門らの力士です。県内の相撲年寄中が力士を雇用した際の証文です。県内の年寄中は、舎中名称として「勇力舎」を名乗ったようです。

#### 【5】相撲約定証（野田神社臨時祭奉納相撲につき顔花料の事）（606）

明治19年、山口町の野田神社臨時祭で奉納相撲が開催されました。4月12日付け「相撲約定証」は、この相撲興行に関し、勧進元の一人高濱吉五郎から熊ヶ嶽安治郎（ママ）・和国山浅吉および「其外御連中」に対し提出されたものです。1日当たり金3円、2日間で計6円を「顔花として」支払うと約束しています。臨時祭での

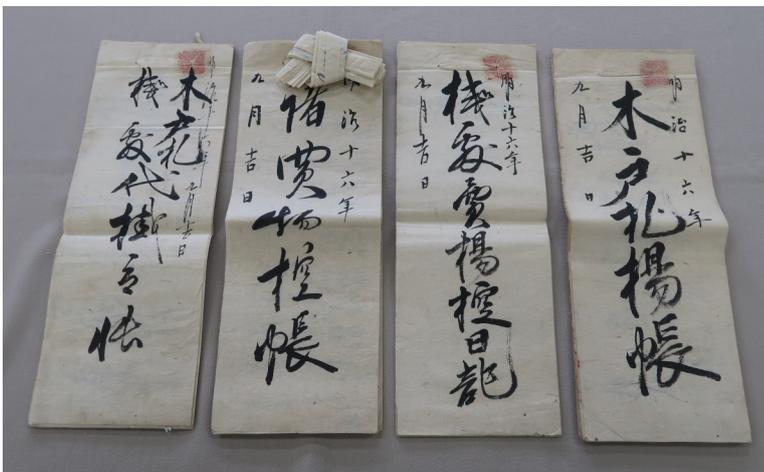
奉納相撲興行は高濱吉五郎がひとりで仕切り、その代わり仲間である他の勧進元へ6円を上納するという事ではないでしょうか。「顔花」とは興行での上納金の隠語と推測されます。

#### 【6】山口米殿小路町におゐて相撲稽古連名之図（611）

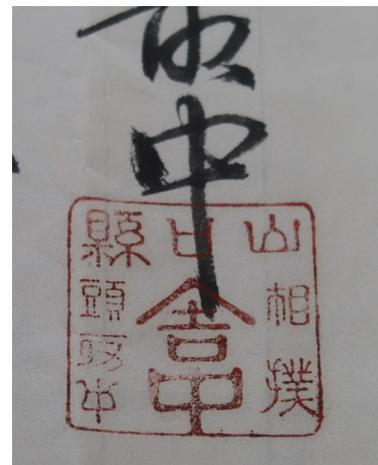
明治19年旧12月22日より山口町の米殿小路町で行われた「稽古相撲」の図です。中央で組み合う力士は兵庫の大漁灘右衛門と筑前の山響友吉、左には筑前の高の矢兵吉と豊前の矢車福松。右には地元周防の力士、小柳平兵衛・濱嵐伊之助・朝嵐宗吉が描かれています。他国力士も招聘した大規模な興行であったようです（シート冒頭の写真）。

#### 【7】相撲取組綴（621）

県内各地での相撲興行に関し、取組表や勝負結果を記した勝負付がたくさん残されています。開催年や興行場所が記されているものもあります。621-7には「仁保井開田二而明治廿二年旧八月廿日」、621-9には「野田神社」（旧3月21日）、「糸米角力」、「大神宮角力（4月朔日より）」、621-10には「大田」「明治十年十一月十一日 三隅轟村」（三隅村兎渡谷か）「嘉川」「大海巨浦」などの地名・年代が確認できます。県内各地で広く興行していたことがわかります。



【3】左から、明治16年9月「木戸札・棧敷代掛取帳」「諸買物控帳」「棧敷売揚控日記」「木戸札揚帳」



【4】の免許状に山口県舎中頭取中が捺した「山口相撲頭取中」の角印